ます。
おがら健やかに生きることができながら健やかに生きることができれ

いことを実現

☆65-0705 児童家庭支援係

います。 ・生きる権利

●子どもが主役

子どもの権利を守るように定めていちば子どもの権利を守るように定めてい

きる環境づくりに取り組みまし に包まれて、のびのびと育つことので が、家庭や地域にお

そのために必要な情報を教えてもら

社会に参加することができます。

自分の意見を自由に表現.

などから守られます すことができます。 個性が認められ、

自分の考えを表

事前に電話等で連絡

ます。

なお、里帰り出産等で長期不在に

し、ご都合のよい日に

暴力や

いじ

子どもたちが心 身ともに健や

から一週間を「児童福祉週間」と定め 目的に、毎年5月5日の「こどもの日」 長について国民全体で考えることを

ます

です。次代の甲賀を担う子どもたち生まれ育つことは、市民すべての願い いて、豊かな愛情

子どもの権利条約

虐待をなくすために

市家庭児童相談室までご連絡くださ 賀県中央子ども家庭相談センタ 県中央子ども家庭相談センター(☆「もしや虐待では?」と思ったら、滋 (匿名でもかま 1-562-8996)、または、 ませ ŧ

親子の絆づくりプログラム 「赤ちゃんがきた!」

~参加者募集~

このプログラムは、初めての赤ちゃんを出産されたお 母さん向けに開発された新しい事業です。少人数のグ ループで子育てについての基本的な知識を学びあった り、赤ちゃんとの絆を深めたり、子育て仲間がつながれる ような内容です。

- 6月7日(木)、15日(金)、21日(木)、28日(木) 13時30分~ 15時30分
- ▲場 所 水□子育て支援センター
- 平成23年11月~平成24年3月生まれの乳児 とお母さん(第1子に限る)10組
- ▲参加費 840円(テキスト代)
- 赤ちゃんのオムツ・タオル・ミルク(必要な方) など
- 託児はありません。赤ちゃんと一緒に参加し ていただきます。申し込み多数の場合は、抽選 とさせていただきます。
- ▲ 申込締切 5月22日(火)

問い合わせ・申し込み

《各子育て支援センター》

水□ ☎65-5511 甲南 ☎86-0949 土山 ☎66-0375 信楽 ☎82-2799 甲賀 ☎88-8115

いただいております。 様の相談に応じ、地域の福祉活 厚生労働大臣の委嘱を受け、E

事業

なかよ は

時には休んだり、遊んだり ・育つ権利 ずが

●5月5日から11日は

子どもや家庭、子どもの健やかな成

児童福祉週間です

・守られる権利 分らしく育つことができま 教育を受け、自分の意見を持ち、

自

あすべての家庭を訪問市では、概ね生後3か ん事業」を実施しています していただけるように、 概ね生後3か月のお子さんがおられ し、地域で安心

「こんにちは赤

して楽

んの健やかな成長を願って子育てに役立つ情報 地域の民生委員児童委員(主任児童委員*)が し、「おめでとう」の気持ちとともに、お子さ 表のとおりです ます

★ 訪問日程 ★

訪問月	対象児(誕生月)
平成24年5月	平成24年2月生
平成24年6月	平成24年3月生
平成24年7月	平成24年4月生
平成24年8月	平成24年5月生
平成24年9月	平成24年6月生
平成24年10月	平成24年7月生
平成24年11月	平成24年8月生
平成24年12月	平成24年9月生
平成25年1月	平成24年10月生
平成25年2月	平成24年11月生
平成25年3月	平成24年12月生

社会福祉課 家庭児童相談室 **☎**65-0660 **☎**63-4085

・地域の福祉活動に取り組委嘱を受け、日頃から地域 皆様は、 んで皆

健やかな成長を願って

究的切思可『住民登録制度』

~外国籍住民の方にも、「住民基本台帳法」が適用されます~

外国籍住民の 皆さんへ

7月9日に外国人登録法は廃止され、入管法・住民基本台帳法の一部が改正されます。

5月中旬に対象者世帯へ 仮住民票をお送りします

市は、7月9日に住民票を作成する予定の外国籍住民 の世帯主の方へ、5月中旬に仮住民票通知をお送りしま す。この通知は、現在の外国人登録原票に記載された内 容を基に作成したものです。7月9日の法施工日には、 この通知に記載された内容で住民票を作成しますので、 内容確認にご協力をよろしくお願いします。外国籍住民 の方と同一世帯である日本国籍住民の方につきまして も、続柄等に変更が生じることがありますので、仮住民票 通知に記載してお送りする予定です。

- 1. 中長期在留者(在留カード交付対象者) 在留資格をもって日本に在留し、うち3か月以下の
- 在留期間が決定された人や、短期滞在・外交又は公用 の在留資格が決定された人以外の方
- 2. 特別永住者(特別永住者証明書交付対象者) 入管特例法により定められている特別永住者
- 3. 一時庇護許可者又は仮滞在許可者
- 4. 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者

ご注意ください 1~4以外の方や、7月9日に在留資格 がない人(外国人登録法における在留期間の記載事項の 変更を市に届けていない人を含む)や、短期滞在の人は住 民票を作成する対象となりません。

住民登録できないとどうなるの?

現在受けている各種サービスが受けられなくなる可能 性があります。

例えば

- *印鑑登録ができない(印鑑証明書も発行できない)
- *住民票の写し(記載事項証明書)が発行できない

各種保険(国民健康保険・介護保険・後期高齢医療)、医 療費の助成、保育園・幼稚園・小中学校等につきましては 担当課へお問い合わせください。

在留資格等の手続きを忘れている方は、早急に変更・更 新の手続きを行ってください。

7月9日以降の主な変更点

特別永住者・中長期在留者(特別永住者以外の在留期間 3ヶ月以上の方)は…

- 1 住民票に変わります 外国人登録法が廃止され住民 基本台帳法の対象となり、日本人と同様に住民票が作 成されます。それに伴い日本国籍と外国籍で構成され る世帯の全員が記載された住民票の写し等が発行でき るようになります。
- 2 カードが変わります 従来の「外国人登録証明書」に 替えて、特別永住者には「特別永住者証明書」が、中長期 在留者には「在留カード」が交付されます。
- 3 転出の届出が必要になります 甲賀市から他の市区 町村へ引越しする場合は、甲賀市で転出の届出が必要 になります。この届出により転出証明書を作成し交付 します。転入手続きは引越し後2週間以内に新住所地の 市区町村で行ってください。その際には転出証明書と 特別永住者証明書または在留カードをご持参ください。
- 4 在留手続きが変わります 入国管理局で在留資格の 変更・在留期間の更新などの手続きをすれば、その後の 市区町村への変更登録申請の届出は不要となります。
- 5 証明が変わります 外国人登録原票は法施行後法務 省の保管となるため市区町村において「外国人登録原 票記載事項証明書 は発行できなくなります。7月9 日以降は、居住地歴、氏名・国籍の変更履歴や上陸許可 年月日など外国人登録原票の内容についての証明が必 要な場合は、本人が直接法務省へ請求していただくこ とになります。

詳しくは総務省または法務省のホームページをご覧ください。

◆総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_ gyousei/c-gyousei/zairyu.html

◆法務省ホームページ

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact/ newimmiact.html

市民課 戸籍住民係 **☎**65-0683 **№**65-6338

2012.5.1 おいらか あいらか 2012.5.1 平成24年5月1日 平成24年5月1日